

# 原子力発電所安全対策をはじめとする 地震・津波等への安全対策について

【担当省庁】 国土交通省、厚生労働省、原子力規制庁

平成 24 年 10 月に示された原子力災害対策指針は、その後 3 次にわたって順次改定され、対策の詳細は徐々に明らかになりつつあるが、関係地方公共団体においては、広域避難の検討を進める中、避難手段の確保、スクリーニング・除染、災害時要援護者対策など府民の安心と安全を守るための多くの課題に直面している。

さらに、地震・津波対策の検討の前提となる科学的な調査等についての情報も不足している状況にある。

このため、国において以下の措置を講じていただきたい。

## **プルーム（放射能を含んだ雲）への対応方針の明示**

原子力災害対策指針において今後の検討課題とされている「プルームの影響を考慮した PPA の導入」及び「プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方」について、UPZ 圏外の住民の防災対策を早急に講ずる必要があることから国として指針を早急に示していただきたい。

## **原子力災害時の広域避難のための避難誘導、交通規制に関する連絡調整体制、手順等の整備**

原子力災害発生時に多数の住民を一時に避難させることに備え、国において、緊急時におけるバスの確保、鉄道の臨時運行、高速道路の通行規制など、交通事業者や道路管理者に対して非常時の協力要請を行い、従事者の安全確保等について具体的な方針を示すとともに、緊急時の避難誘導、交通規制に関する連絡調整の体制、手順等を整備していただきたい。

## **入院患者等災害時要援護者の受入先・移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針の明示**

原子力災害対策指針の中で具体的に示されていない避難時要援護者（特に入院患者、施設入所者）の受入先や移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関して、国として対応方針を早急に示していただきたい。

福祉避難所をはじめ、体育館など一般の避難所に福祉コーナーを整備するための財政支援制度を創設していただきたい。

### **地震・津波対策に必要な日本海側の断層モデルの早期提示**

国においては、平成 25 年から地震・津波対策検討の前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置等の科学的調査を実施されているが、特に原子力発電所が集中立地する若狭湾沿岸及びその周辺地域について早期に調査いただき、結果を速やかに提供していただきたい。

京都府では、津波防災地域づくり法の規定により津波浸水想定を設定する必要があるが、設定に当たっては「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、国が示す断層モデルによって設定する必要があることから、日本海側地域のモデルを速やかに提示していただきたい。

日本海側においては、地震による津波の観測態勢がきわめて不十分であることから、地震・津波による被害の発生を防止し又は軽減するため、日本海側の観測態勢を構築していただきたい。

### **< 現状・課題等 >**

#### **京都府の原子力発電所安全対策**

平成 25 年 2 月に広域避難計画を定め、UPZ 圏住民の避難について、府内は南方面と西方面に避難先を確保するとともに、府県域を越える広域避難についても兵庫県及び徳島県で受入先を確保している。一方で、PPA 等 UPZ の範囲を越える地域の防護措置のあり方、避難手段、避難誘導、交通規制、汚染検査、除染、災害時要援護者対策など単独では解決が困難な課題や、国から具体的な対応の指針が未だ示されていない事項も多く残されており、住民の安心と安全を確保するため、これら対策の確立が急務である。

また、全国で唯一、立地県以外で PAZ (5 km) 圏内に府域が含まれているため、原子力発電施設の安全確保について、電力事業者に対し意見を述べるができるようになることが必要との立場から、立地県に準じた安全協定の締結を関西電力に求めている。

## PPAの導入

PPA (Plume Protection Planning Area) とは、放射性物質を含んだプルーム (気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団) による被ばくの影響を避けるため、自宅への屋内避難等を中心とした防護措置を実施する地域である。

PPAの具体的な範囲については、原子力規制委員会で国際的議論の経過を踏まえつつ検討することとされているが、いまだに指針が示されていない。

## 地震・津波対策に係る調査の推進

本府における地震・津波対策については、「京都府地域防災計画 (震災対策計画編)」で定めているが、東日本大震災では事前に想定していた規模を超える地震、津波が発生し、甚大な被害を招いたことから、地震・津波対策を見直す必要があり、そのためには新たな基礎データが不可欠である。

日本海側では、震源断層モデルや津波波源モデルを決定するための観測データが十分に得られていないことから、国において平成25年から8カ年の計画で調査が実施されているところである。

太平洋側は沖合に地震観測点や津波観測点が多数存在しているが、日本海側にはそのような観測態勢が十分構築されていない。

### 【京都府の担当部局】

府民生活部 防災・原子力安全課  
健康福祉部 健康福祉総務課

075-414-5610, 5614, 5616  
075-414-4547